

報道関係者各位

山形県総務部人事課

職員の処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

1 不適正な事務処理事案に係る処分

<当事者>

健康福祉部 主査級職員 (40歳代・女) 減給1/10 3月

<業務管理者>

健康福祉部 係長級職員 (30歳代・男) 厳重注意

<業務総括者>

健康福祉部出先機関 課長級職員 (50歳代・女) 文書訓告

<管理監督者>

防災くらし安心部 課長級職員 (50歳代・男) 文書訓告

【事案の概要】

令和4年度、県補助金に係る高齢者施設の解体に関し、財産処分の承認事務が遅延した結果、施設の解体が1年遅れたため、工事費の増加等が生じ、当該事業者に対して損害を与えた。

2 交通事案に係る処分

(1) 人身事故事案

農業総合研究センター シニア技能員 小山 和浩 (61歳・男) 停職2月

【事案の概要】

令和6年10月、私用のため、山形市内において普通自動車を運転中、横断歩道を進行中の自転車に衝突し、相手方に傷害を負わせ、必要な措置を講じることなく現場から立ち去ったことにより、運転免許取消の行政処分を受けた。

3 処分日

令和7年3月26日(水)

問い合わせ先

人事課 課長補佐(人事担当) 平 TEL 023-630-3027

報道監：総務部次長 伊藤